

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和5年4月14日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり長門市から意見を聴きました。

当該意見は、令和5年8月25日から同年9月25日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び長門市経済観光部産業戦略課において公衆の縦覧に供します。

令和5年8月25日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）アルク長門店

所在地 長門市東深川803の1

2 意見の概要

騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。